

令和6年度全国剣道指導者研修会ー中学校武道必修化に伴う指導法ー  
～東日本ブロック（長野県）～  
《国庫補助事業》

開催要項

- 1 趣 旨 令和3（2021）年度から全面実施された中学校学習指導要領を踏まえ、全国の中学校において剣道が導入され安全で効果的な指導展開がされるよう、全国東西の2ブロックにおいて毎年研修会を実施する。
- 2 実施機関 主 催：（公財）日本武道館、（公財）全日本剣道連盟、（一財）全日本学校剣道連盟  
後 援：スポーツ庁、長野県教育委員会、長野県剣道連盟（以上、予定）  
主 管：長野県学校剣道連盟
- 3 実施日及び会場 令和6年10月11日（金）～13日（日）2泊3日  
会場：長野県立武道館  
〒385-0011 長野県佐久市猿久保165-1 / TEL：0267-78-5370  
宿舎：佐久一万里温泉ホテル  
〒385-0051 長野県佐久市中込3150-1 / TEL：050-1807-3701
- 4 実施内容 1日目（金）17：30～19：00  
（1）中学校保健体育における剣道学習の考え方  
（2）安全指導・衛生管理  
2日目（土）9：00～17：10  
（1）楽しい動機付け  
（2）剣道具のない場合の授業例  
（3）剣道具のある場合の授業例  
3日目（日）8：30～10：30  
（1）指導者のインテグリティ  
（2）研究協議  
（3）講話 ※研修会日程詳細は別紙参照
- 5 役員・講師 （公財）全日本剣道連盟、（一財）全日本学校剣道連盟から派遣された10名
- 6 参加資格 ①剣道を特技としない中学校保健体育科教員など  
②各都道府県学校剣道連盟が推薦する講師要員の教員など  
③全日本剣道連盟公認社会体育指導員及び授業協力者など  
※①の参加者が望ましいが、②③の参加も可とする。ただし、基礎疾患を有している者はあらかじめ主治医の了解を得ること。

- 7 定 員 96名 (24 都道県×4名)  
①北海道 (1道) ②東北 (6県) ③関東 (8都県) ④北信越 (5県) ⑤東海 (4県)
- 8 申 込 締 切 令和6年8月23日(金) までに郵送・FAX・E-mail にて申込書をご提出ください。
- 9 申 込 先 各都道府県学校剣道連盟 (別紙参照)  
参加者が所在する都道府県の学校剣道連盟アドレス宛に参加の旨をお知らせいただければ、申込書を送信します。
- 10 参加者補助 (1)参加費について  
無料とする。  
(2)旅費 (交通費・宿泊費) について  
①日本武道館が定める交通費 (往復) 及び宿泊費 (食事付) を補助する。ただし、所属団体等より往復交通費の補助を受けている者には補助しない。申込書に記入のこと。  
②交通費は、研修会への出席を確認の上、終了後に参加者自身が「送金サービス」を利用して受け取る (手続きの詳細は後日案内)。宿泊費 (食事付) は、主催者 (日本武道館) と宿泊施設間で精算するため、参加者に対して直接的な支払いは行わない。  
③乗車券・航空券は各自手配のこと。なお、旅行代理店などを利用したパック商品の使用は原則不可とする。また、航空会社が提供するマイレージサービスによるポイントを利用した航空券の購入も不可とする (いずれも補助の対象とならないので注意のこと)。  
④手配した乗車券・航空券のうち、航空賃については、購入時の領収書と搭乗半券 (コピー・電子データ可) の提出をもって実費精算するので、必ず保管しておくこと。なお、航空賃の補助は、北海道、青森県、秋田県に居住地を有する者を対象とし、それ以外は鉄道賃の補助とする。航空賃の額は、当財団が定める航空賃 (スタンダードクラス座席の通常料金相当) を上限として実費を支給する。したがって早割で上位クラス座席を利用した場合であっても、早割かつ通常の座席料金までの支払いを原則とする。提出方法等は参加申込者に対して後日送付する書類を参照のこと。  
⑤自家用車で移動した場合は、主催者が計算した鉄道賃の補助とする。
- 11 持 参 物 剣道具一式 (シールド含む/面マスクは任意)・竹刀・木刀、剣道着・袴、筆記用具、健康保険証、洗面用具、防寒具、室内履き (スリッパなど) 等。  
※マスクの着用は、個人の判断による。
- 12 問 合 せ 先 公益財団法人日本武道館 振興部振興課  
〒102-8321 東京都千代田区北の丸公園 2 番 3 号  
TEL 03-3216-5134 FAX 03-3216-5117  
  
公益財団法人全日本剣道連盟  
〒102-0074 東京都千代田区九段南 2-3-14 靖国九段南ビル 2 階  
TEL 03-3234-6271 FAX 03-3234-6007